

令和 7 年度  
第 6 回 石巻市農業委員会定例総会会議録  
令 和 7 年 9 月 29 日

石巻市農業委員会

## 第6回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和7年9月29日 午後1時41分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨 捶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2号 令和7年度最適化活動の目標の設定等及び令和6年度農業委員会の農地  
利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の一部変更につ  
いて

日程第 3 議案第 1号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

日程第 4 議案第 2号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 5 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 石巻市農地移動最適化あっせん基準の全部改正について

日程第 8 議案第 6号 石巻市農地移動最適化あっせん基準細則の全部改正について

日程第 9 議案第 7号 石巻市農業委員会事務局規程の一部改正について

閉 会

出席委員 (18名)

1番	松	川	一	生	委員	2番	今	野	真	理	委員
3番	前	野	利	春	委員	4番	齋	藤	忠	直	委員
5番	後	藤	嘉	伸	委員	6番	近	藤		茂	委員
7番	石	川	雅	洋	委員	8番	細	川	淑	子	委員
9番	高	橋	生	一	委員	10番	佐々木			洋	委員
11番	伏	見	さと	子	委員	12番	岡	田	正	男	委員
13番	高	瀬	禎	司	委員	15番	高	橋	善	宏	委員
16番	高	橋	由	佳	委員	17番	遠	藤	章	一	委員
18番	武	山		勝	委員	19番	高	橋	千代	恵	委員

欠席委員 (1名)

14播 佐々木 文 彦 委員

出席農地利用最適化推進委員 (18名)

20番	山	田	信	悦	委員	21番	木	村	和	広	委員
22番	保	原	政	美	委員	23番	渥	美	浩	晃	委員
24番	武	山	礼	二	委員	25番	佐々木			繁	委員
26番	首	藤	勝	博	委員	27番	山	口	修	一	委員
29番	佐々木	勝	行	委員		30番	安	部	秀	逸	委員
31番	渡	邊	孝	彦	委員	32番	伊	藤		功	委員
33番	中	村	和	徳	委員	34番	山	田	茂	樹	委員
35番	遠	藤	雅	宏	委員	37番	榎	田	有	司	委員
38番	西	條		勲	委員	39番	阿	部	正	展	委員

欠席委員 (2名)

28番 佐藤 和 隆 委員 36播 西條 健 一 委員

説明のため出席した者

事務局職員出席

阿 部	洋	事 務 局 長	三 浦	武 宏	事 勿 局 次 長
首 藤	真 利	事 務 局 長 補 佐 兼 農 地 係 長	佐 藤	友 人 主	查
本 田	亨	主 任 主 事	及 川	正 彦	主 任 主 事

山 本 万 里 主 任 主 事

茂 木 祐 子 主 事

---

○阿部洋事務局長 ただいまから令和7年度第6回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○阿部洋事務局長 総会開会にあたりまして、高橋会長から挨拶を申し上げます。

○高橋千代恵会長 一 挨 拶 一

○阿部洋事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、高橋会長、よろしくお願ひいたします。

---

午後 1 時 45 分 開会

○議長（高橋千代恵会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いします。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は18名、推進委員は18名であります。佐々木文彦農業委員、佐藤和隆推進委員、西條健一推進委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

---

○議事録署名委員の指名

○議長（高橋千代恵会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしの声がございますので、本日の議事録署名委員は議席番号11番伏見さと子委員、12番岡田正男委員にお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言願います。

---

○報告第1号～報告第2号

○議長（高橋千代恵会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてから、報告第2号、令和7年度最適化活動の目標の設定等及び令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の一部変更についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告願います。

○首藤真利事務局長補佐兼農地係長 はじめに、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。議案書は1ページから4ページです。今月の受理件数は9件で、解約の理由は売買によるものが3件、耕作者の都合によるものが1件、耕作者の変更によるものが5件でございます。

続きまして、報告第2号、令和7年度最適化活動の目標の設定等及び令和6年度農業委員会の農地

利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の一部変更についてご報告いたします。議案書は5ページです。資料は、別添の別冊1と別冊2になります。はじめに、別冊1、令和7年度最適化活動の目標の設定等の一部変更についてをご覧ください。2枚目、A3版の変更前、変更後の対象表をお開き願います。右側の変更前の数値につきましては、第1回定例総会でお示ししているものになります。薄い黒で着色している箇所に変更が生じましたので、左の変更後の数値のとおり変更するものです。変更箇所につきましては、右側の変更前の表の①の現状及び課題の、これまでの集積面積（B）に記載しております、8,350ヘクタールとなっているところが、左側の変更後の表の同じ項目箇所に記載しておりますとおり、8,250ヘクタールに変更になりました。これに伴い、連動する数値についても変更するものです。また、変更後の数値に置き換えたものを3枚目以降に添付しております。

次に、別冊2、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の一部変更についてをご覧ください。2枚目、A3版の変更前、変更後の対象表をお開き願います。右側の変更前の数値につきましては、第2回定例総会でお示ししているものになります。薄い黒で着色している箇所に変更が生じましたので、左の変更後の数値のとおり変更するものです。

変更箇所につきましては、はじめに、右側の変更前の表の（1）農地の集積③実績の、今年度末の集積面積（累計）（G）に記載しております、8,350ヘクタールとなっているところが、左側の変更後の表の同じ項目箇所に記載しておりますとおり、8,250ヘクタールに変更になりました。これに伴い、連動する数値についても変更するものです。

次に、右側の変更前の表の（2）遊休農地の発生防止解消の③実績とその下の、推進委員等の点検評価結果の数値につきましては、精査した結果、左側の変更後の表のとおり数値を変更するものです。また、変更後の数値に置き換えたものを3枚目以降に添付しております。

これらの変更理由につきましては、提出先の県からの指摘があり一部変更したものであります。ご理解いただきますようお願いいたします。

報告は、以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 以上で報告第1号から報告第2号までを終了いたします。

---

#### ◎議案第1号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第3、議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを議題といたします。議案書は6ページから9ページになります。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○本田亨主任主事 議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご説明いたします。議案書は、6ページから9ページになります。また、参考として、農用地利用集積等促進計画案一覧表を添付しておりますので、ご参照願います。今月の案件は、売買等支援事業における所有権移転が5件、田4筆、18,121平方メートル、畑3筆、3,059平方メートル、合計7筆、21,180平方メー

トルとなっております。所有権の移転を受ける者は、いずれも農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事している農業者となっております。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農家相談委員会による審査結果について、農家相談委員会後藤嘉伸委員長から報告をお願いします。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご報告いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から意見を求められた件について、去る9月16日開催の農家相談委員会において、農用地利用集積等促進計画案を審査したところ、所有権の移転を受ける者は、いずれも農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているものと認められます。つきましては、本件、所有権移転5件の計画案に同意し、承認相当との意見を付すべきと判断いたしました。

以上、報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありました。所有権移転5件を審議いたします。ご意見、ご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案にかかる意見について、原案のとおり計画に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案にかかる農用地利用集積等促進計画案のうち、所有権移転にかかる意見について、原案のとおり計画に同意することに決しました。

それでは、本案、所有権移転5件については、承認相当の意見を付して、宮城県農地中間管理機構に進達することに決しました。

---

#### ○議案第2号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第4、議案第2号、非農地証明交付申請書の承認についてを議題といたします。議案書は10ページから11ページになります。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○及川正彦主任主事 それでは、ご説明いたします。

番号1、議案書の10ページ及び別添地図資料の1ページをご覧ください。当該地は、50年以上前に道路用地として河北町に提供した土地で、未登記のまま道路敷地として利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号2、議案書の10ページ、地図資料は2ページをご覧ください。当該地は、昭和53年に自宅を新築した際から、宅地として利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号3、議案書の10ページ、地図資料は3ページをご覧ください。当該地は、昭和60年頃から耕作者が体調を崩し耕作できなくなり原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号4、議案書の11ページ、地図資料は4ページをご覧ください。当該地は、昭和51年に自宅を新築した際に、誤って自宅の一部が越境してしまい、住宅敷地として利用されてきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号5、議案書の11ページ、地図資料は5ページをご覧ください。当該地は、50年以上前から自宅の庭園敷地及び通路、駐車場として利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号6、議案書の11ページ、地図資料は5ページをご覧ください。当該地は、自宅の裏山となっており、農機具等の使用が困難で耕作できずに原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会佐々木洋委員長から報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

9月16日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、書類審査等を行い審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありました、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、証明書を交付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案6件について、証明書を交付することに決しました。

---

◎議案第4号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第5、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。議案書は、12ページから14ページになります。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○佐藤友人主査 それでは、説明いたします。

議案書は12ページです。番号1、同一世帯の親子間の贈与です。申請地は、田1筆、面積4,812平方メートルです。

次に、番号2、譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、田2筆、面積13,636平方メートルです。

次に、番号3、譲渡人の規模縮小のための贈与です。申請地は、田1筆、面積1,782平方メートルです。

次に、番号4、議案書は13ページです。譲渡人の耕作困難のための賃借権の設定です。設定期間は5年です。申請地は、田7筆、合計面積3,130.83平方メートルです。

次に、番号5、譲渡人の規模縮小のための贈与です。申請地は、畠1筆、面積110平方メートルです。

次に、番号6、議案書は14ページです。譲渡人の規模縮小のための売買です。申請地は、田1筆、面積1,012平方メートルです。

最後に、番号7、譲渡人の規模縮小のための売買です。申請地は、畠2筆、面積258平方メートルです。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会委員長から審査結果について報告願います。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農家相談委員会において、現地写真による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案7件について、許可とすることに決しました。

---

#### ○議案第4号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第6、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。議案書は、15ページから16ページになります。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○及川正彦主任主事 それでは、説明いたします。

はじめに番号1、議案書の15ページ並びに地図資料6ページをご覧ください。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

次に番号2 議案書は15ページ、地図資料は7ページです。農業用施設用地とするための転用です。農地区分は、農振農用地ですが、農業用施設用地の例外規定が適用されます。

次に番号3、議案書は15ページ、地図資料は8ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

次に番号4、議案書は16ページ、地図資料は9ページです。現場事務所用地とするための一時転用です。農地区分は、農振農用地ですが、一時転用の例外規定が適用されます。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案4件について、原案のとおり許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第5号、議案第6号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第7、議案第5号、石巻市農地移動最適化あっせん基準の全部改正について及び日程第8、議案第6号、石巻市農地移動最適化あっせん基準細則の全部改正について、関連がありますので一括して議題といたします。議案書は、17ページから25ページになります。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○本田亨主任主事 議案書の説明の前に、議案書24ページ、あっせん基準細則の全部改正の第1条に

一部文言誤りがございましたので、訂正のほどお願ひいたします。24ページのあっせん基準細則の第1条、この中頃に第19条とありますが、こちらは第20条でしたので、訂正の方をお願ひいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、議案第5号、石巻市農地移動適正化あっせん基準の全部改正について及び議案第6号、石巻市農地移動適正化あっせん基準細則の全部改正について、ご説明いたします。参考として、資料1、あっせん基準及び同基準細則の改正の概要について、それから、資料2、あっせん事業のフロー案、資料3、あっせん基準改正案新旧対照表、資料4、あっせん基準細則改正案新旧対照表、資料5、石巻市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第2章抜粋、中身はですね、個別経営体と組織経営体の営農類型別の目標経営規模の表を添付しておりますので、ご参照願います。こちらの資料の5につきましては、あっせん基準細則のこれまでの地区ごとの目標の面積から、基本構想の目標経営規模に改正をするということで準用いたしますけれども、改正後の基準には数値等が載ってございませんので、その分、資料5として基本構想の抜粋をお示ししたところでございます。こちらの議案ですけれども、農林水産省発出の農地移動適正化あっせん事業実施要領が大幅に改正されたため、本市のあっせん基準及びあっせん基準細則につきましても、同様の改正が必要となったため、上程するものです。また、現行基準で適用している市町村合併前の地区ごとの目標経営面積等について、本市の農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想との整合性を図るための改正を併せて行うものです。

本日の総会で承認いただいた場合は、宮城県に対して、改正基準の認定申請を行い、宮城県から認定通知があった場合は、改正後の基準での事業の運用スタートとなり、11月からの申出受付を予定しております。

簡単ではございますが、説明は以上とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明がありましたが、本案2議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案2議案について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案、石巻市農地移動最適化あっせん基準の全部改正について及び石巻市農地移動最適化あっせん基準細則の全部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第7号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第9、議案第7号、石巻市農業委員会事務局規程の一部改正についてを議題といたします。議案書は、26ページから27ページになります。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○三浦武宏事務局次長 ただいま上程されました第7号議案、石巻市農業委員会事務局規程の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が令和7年4月1日に施行されたことから引用にする訓令について、所要の改正を行うものであります。それでは改正内容について条文に従いまして、ご説明申し上げますので、別冊3、新旧対比対照表をご覧願います。第5条の（4）においては部分休業、（5）臨時の任用職員及び会計年度任用職員の任命に関することが追加いたしました。また、所属職員を改め、職員と表示とし、その他、句読点等を整理いたしました。次に附則でございますが、第1項は施行期日を規定しており、この規則は令和7年10月1日から施行するものであります。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案石巻市農業委員会事務局規程の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ○閉 会

○議長（高橋千代恵会長） 以上で今、定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして、令和7年度第6回石巻市農業委員会定例総会にかかる議事を終了いたします。

午後2時15分 閉会